

# 長野県グリーン購入推進方針

## 1 趣旨

地球温暖化や廃棄物といった今日の環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴されるライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会に変えるよう取り組むことが必要です。その取組みのひとつとして、物品や役務(以下「物品等」という。)を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達するグリーン購入があります。

この方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号。)」に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めます。

## 2 グリーン購入推進に当たっての基本的な考え方

グリーン購入を推進する前提として、以下の点について留意します。

- (1) 事前に物品等の必要性と適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制します。
- (2) 物品等の価格や品質だけでなく、資源採取から廃棄に至るまでの物品のライフサイクル全体への環境負荷に配慮し、かつ、長期使用や分別廃棄の可否等についても考慮します。
- (3) 物品等の長期・適正使用及び廃棄時の分別に心掛け、期待される環境負荷の低減を確実なものにします。
- (4) 温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>排出の削減に心がけるよう輸送エネルギーのかからない地産のものを積極的に導入するものとします。
- (5) 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から優先して調達します。

## 3 調達を推進する環境物品等の品目及び判断基準

物品等の調達に当たっては、国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)及び県環境部廃棄物対策課が所掌する「信州リサイクル製品認定制度実施要綱」、その他県認定制度等(\*1)に基づき、品目と調達目標及びその判断基準を別表のとおり定めます。

なお、調達目標の達成度は、対象品目購入量全体に占めるグリーン購入量の割合で算定します。

## 4 対象となる組織

県の機関すべてを対象とします。

## 5 推進体制

本庁舎、現地機関とも、所属長を責任者、各所属のEA21推進員を推進担当者とします。

## 6 その他

### (1) 調達目標等の改定

年度ごとに、前年度の実績や当該年度の調達予定を勘案し、改定します。

### (2) 調達実績等の公表

調達実績を年度ごとにとりまとめ、公表します。

## 7 推進方法

上記に定めるもののほか、購入時の判断方法や集計及び実績報告の方法については、「グリーン購入推進実施要綱」において定めます。

附則 この方針は、平成19年度から適用します。

( \* 1 )

長野県グリーン購入推進方針対象品目に含まれる長野県認定制度

- ・「環境にやさしい農産物表示認証制度」(長野県農政部農業技術課)
- ・「長野県原産地呼称管理制度」(長野県商工部ものづくり振興課(酒類)・農政部農業技術課(米))
- ・「信州木材製品認証制度」(長野県林務部信州の木活用課)
- ・「信州型ペレットストーブ」(長野県林務部信州の木活用課)
- ・「信州のおいしい牛肉認定制度」(長野県農政部畜産課)
- ・「信州伝統野菜認定制度」(長野県農政部園芸特産課)

県有施設で使用する電気の「省 CO2 化」